

くにうみウィンド1号合同会社
「(仮称) 中里風力発電事所の設置に係る環境影響評価準備書」
に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年9月1日付けでくにうみウィンド1号合同会社より届出された「(仮称) 中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年11月9日
- (2) 青森県知事意見 * 平成30年3月5日
- (3) 環境大臣意見 * 平成30年3月8日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第14回、第20回)
*平成29年11月16日(1回目) 平成30年3月5日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・事後調査のバットストライクについて、2週間に1回(AM・PM)では少ない。また専門調査員と機械の監視に来ている巡回員では調査精度が異なることに留意し、調査頻度や調査計画について再検討すること。	・バットストライクの調査は、専門調査員が2週間に1回調査を行い、巡回員による確認と合わせて週に1回の頻度となるような調査計画を検討いたします。
・クマタカの出現頻度指数を Maxent による推定に変更した結果、実際に観察された出現頻度がそれほど高くない対象事業実施区域内の出現頻度指数が、城外南側と同程度に高くなっているのので解析方法を再度見直すこと。	・クマタカの出現頻度指数について、実際の確認状況をより反映できるような解析手順を検討し、可能であれば採用する。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。